

経営所得安定対策等に参加されている皆さまへ

経営所得安定対策等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、自然災害などで減収や収穫皆無となった場合でも、条件を満たせば交付対象となります。

その際には、被害状況等の確認が必要になりますので、必ず関係機関（地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等）にご相談ください。

作業日誌を付けましょう

交付金対象作物を栽培する際には、耕起、は種、防除などの作業内容を、ほ場ごとに記録した作業日誌を作成しておきましょう。



自然災害発生 (減収や収穫皆無)

関係機関に連絡・相談



関係機関による 被害状況の確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

被害等にあわれた場合には、身の安全を優先しながら、ご自身でもほ場や作物の被害状況を写真（日付入り）で残すよう、ご協力をお願いいたします。



お気をつけ ください！

関係機関への連絡や相談を行わず、ご自身の判断ですき込みをされた場合は、被害状況の確認ができず、交付の対象外となることがありますのでご注意ください。

【お問合せ先】お近くの地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等